

霧島市火災予防条例の一部改正について

霧島市火災予防条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月15日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市火災予防条例の一部を改正する条例

霧島市火災予防条例（平成17年霧島市条例第297号）の一部を次のように改正する。
別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第18条関係）

種類					離隔距離(cm)				備考	
					入力	上方	側方	前方		後方
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のも	—	250	200	300	200			
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150			
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100			
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のも	—	250	200	300	200			
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100			
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50			
ふろがま	気体燃料以外	半密閉式	浴室設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふろ用のバーナー	—	15	15	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピ

		をもつものにあっては42kW以下)					レン浴槽等)の場合は2cmとする。
	内がま	21kW以下(ふる用以外のバーナーをもつものにあっては42kW以下)	—	—	60	—	
浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふる用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)	—	15	15	15	
	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下(ふる用以外のバ	—	15	60	15	

			バーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)				
		内がま	21kW以下（ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)	—	15	60	—
		密閉式	21kW以下（ふる用以外のバ	—	2 注	2	2

				バーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)				
	屋外用			21kW以下（ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)	60	15	15	15
不燃	半密閉式	浴室内設	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下（ふる用以外のバ	—	4.5注	—	4.5

	置		バーナーをもつものにあつては42kW以下)				
		内がま	21kW以下(ふる用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	—	—	—
	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下(ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)	—	4.5	—	4.5
		外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下(ふる用以外)	—	4.5	—	4.5

			外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)				
		内がま	21kW以下（ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)	—	—	—	—
		密閉式	21kW以下（ふる用以	—	2注	—	2

		外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)				
	屋外用	21kW以下(ふる用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふる用バーナーが21kW以下)	30	4.5	—	4.5
液体燃	不燃以外	39kW以下	60	15	15	15
	不燃	39kW以下	50	5	—	5

	料				下						
	上記に分類されないもの				—	60	15	60	15		
温風暖房機	気体燃料以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。	
				強制対流型の	26kW以下	100	15	150	15		
	液体燃料以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	100	15		注1
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150		
				強制排気型	26kW以下	60	10	100	10		
	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5		
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150		
		密閉式	強制給排気型	強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10		
				強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10		
	上記に分類されないもの				—	100	60	60	60		注2
厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型	こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こ	14kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	

			んろ・グリル付 んろ・グリドル付 こんろ							
			据置型レンジ	21kW以 下	100	15 注	15	15 注		
	不 燃	開放式	組込型こんろ・グ リル付こんろ・グ リドル付こんろ、 キャビネット型こ んろ・グリル付こ んろ・グリドル付 こんろ	14kW以 下	80	0	—	0		
			据置型レンジ	21kW以 下	80	0	—	0		
		上記に分類され ないもの	使用温度が 800℃以 上のもの	—	250	200	300	200		
			使用温度が 300℃以 上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
			使用温度が 300℃未 満のもの	—	100	50	100	50		
ボ イ ラ ー	気 体 燃 料 外	開放式	フードを付けない 場合	7 kW 以 下	40	4.5	4.5	4.5		
			フードを付ける場 合	7 kW 以 下	15	4.5	4.5	4.5		
		半密閉式		12kWを 超え 42 kW 以下	—	15	15	15		
				12kW以 下	—	4.5	4.5	4.5		
		密閉式			42kW以 下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	フードを付けない 場合	42kW以 下	60	15	15	15		
			フードを付ける場 合	42kW以 下	15	15	15	15		
		不 燃	開放式	フードを付けない 場合	7 kW 以 下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場 合	7 kW 以 下	10	4.5	—	4.5	

			合		下					
			半密閉式		42kW 以下	—	4.5	—	4.5	
			密閉式		42kW 以下	4.5	4.5	—	4.5	
		屋外用	フードを付けない場合		42kW 以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合		42kW 以下	10	4.5	—	4.5	
液体燃料	不燃以外				12kW を超え 70kW 以下	60	15	15	15	
					12kW 以下	40	4.5	15	4.5	
	不燃				12kW を超え 70kW 以下	50	5	—	5	
					12kW 以下	20	1.5	—	1.5	
上記に分類されないもの					23kW を超える	120	45	150	45	
					23kW 以下	120	30	100	30	
ストロブ	不燃以外	開放式	バーナが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW 以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方向に集中する場合には 60cm とする。
		半密閉式・密閉式	バーナが隠ぺい	自然対流型	19kW 以下	60	4.5	4.5	4.5	
	不燃	開放式	バーナが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW 以下	15	15	80	4.5	
		半密閉式・密閉式	バーナが隠	自然対流型	19kW 以下	60	4.5	4.5	4.5	

			ぺい						
液体燃 料以外	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15
不燃	半密閉式	自然対流型		機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5
上記に分類されないもの					—	150	100	150	100
乾燥設備	気体燃 料以外	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
				5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	
	上記に分類されないもの	内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50		
				内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30
簡易湯沸設備	気体燃 料以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
		半密閉式			12kW以下	—	4.5	4.5	4.5

				密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5					
				瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0					
					壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5					
				屋外用		フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15				
						フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15				
				不燃				開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
										フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
								瞬間型		フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
										フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5
								半密閉式				12kW以下	—	4.5	—
密閉式								常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
									瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0
										壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5
屋外用									フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	
									フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
液体燃料					不燃以外	12kW以下	40	4.5	15	4.5					
						不燃	12kW以下	20	1.5	—	1.5				
給湯湯沸	気体燃料以外	不燃以外	半密閉式		常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15					
						瞬間型	12kWを	—	15	15	15				

設備				12kWを 超え 70 kW 以下						
	密閉式	常圧貯蔵型		12kWを 超え 42 kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	調理台型	12kWを 超え 70 kW 以下	—	0	—	0	
				壁掛け型、据置型	12kWを 超え 70 kW 以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを 超え 42 kW 以下	60	15	15	15		
			フードを付ける場合	12kWを 超え 42 kW 以下	15	15	15	15		
		瞬間型	フードを付けない場合	12kWを 超え 70 kW 以下	60	15	15	15		
			フードを付ける場合	12kWを 超え 70 kW 以下	15	15	15	15		
	不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを 超え 42 kW 以下	—	4.5	—	4.5		
			瞬間型	12kWを 超え 70 kW 以下	—	4.5	—	4.5		
		密閉式	常圧貯蔵型		12kWを 超え 42 kW 以下	4.5	4.5	—	4.5	
				瞬間型	調理台型	12kWを 超え 70 kW 以下	—	0	—	0
					壁掛け型、据置型	12kWを 超え 70 kW 以下	4.5	4.5	—	4.5

		屋外用	常 貯蔵型	フードを付けない場合	12kW を超え 42kW 以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	12kW を超え 42kW 以下	10	4.5	—	4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW を超え 70kW 以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	12kW を超え 70kW 以下	10	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外			12kW を超え 70kW 以下	60	15	15	15		
		不燃			12kW を超え 70kW 以下	50	5	—	5		
		上記に分類されないもの				—	60	15	60	15	
移動式ストーブ	気体燃料以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW 以下	100	30	100	4.5	注 1 : 熱対流方向が一方向に集中する場合には 60cm とする。 注 2 : 方向性を有するものには 100cm とする。	
				全周放射型	7 kW 以下	100	100	100	100		
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW 以下	100	4.5	4.5	4.5		注 1
				強制対流型	7 kW 以下	4.5	4.5	60	4.5		
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW 以下	80	15	80	4.5		
				全周放射型	7 kW 以下	80	80	80	80		
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW 以下	80	4.5	4.5	4.5		注 1
				強制対流型	7 kW 以下	4.5	4.5	60	4.5		
液体燃料	不燃	開放式	放射型		7 kW 以下	100	50	100	20		
			自然対流型		7 kW を	150	100	100	100		

料外	不燃	開放式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	100	15	100	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。			
				温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え12kW以下	100	150	150	150				
			放射型	7kW以下	80	30	—	5					
				自然対流型	7kWを超え12kW以下	120	100	—	100				
			強制対流型	7kW以下	80	30	—	30					
				温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	80	5	—	5				
			温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え12kW以下	80	150	—	150					
				7kW以下	80	100	—	100					
			固体燃料					—	100		50	50	50
											注2	注2	注2
調理器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型 こんろ (1口)	5.8kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。		

		卓上型 こんろ (2口 以 上)・ グリル 付こん ろ・グ リドル 付こん ろ	14kW以 下	100	15 注	15	15 注
バ ナ が 隠 ぺい	加 熱 部 が 隠 い	卓上型 グリル 開放	7kW以 下	100	15	15	15
		卓上型 オーブ ン・グ リル (フー ドを付 けない 場合)	7kW以 下	50	4.5	4.5	4.5
		卓上型 オーブ ン・グ リル (フー ドを付 ける場 合)	7kW以 下	15	4.5	4.5	4.5
		炊飯器 (炊飯 容量4 リット ル以 下)	4.7kW以 下	30	10	10	10
		圧力調 理器	—	30	10	10	10

				(内容積 10リットル以下)					
不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型	5.8kW以下 (1口)	80	0	—	0	
			卓上型	14kW以下 (2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	80	0	—	0	
		バーナー部分が隠ぺい	加熱部分が開放	卓上型	7kW以下	80	0	—	0
			加熱部分が隠ぺい	卓上型	7kW以下 オーブン・グリル (フードを付けない場合)	30	4.5	—	4.5
			卓上型	7kW以下 オーブン・グリル (フードを付ける場	10	4.5	—	4.5	

					合)						
					炊飯器 (炊飯 容量4 リット ル以下)	4.7kW 以下	15	4.5	—	4.5	
					圧力調 理器 (内容 積10 リット ル以下)		15	4.5	—	4.5	
移動 式 こ ん ろ	液 体	不燃以外				6kW以 下	100	15	15	15	
	燃 料	不燃				6kW以 下	80	0	—	0	
		固体燃料				—	100	30	30	30	
電 気 温 風 機	電 氣	不燃以外				2kW以 下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹 き出し方向に あつては60cm とする。
		不燃				2kW以 下	0 注	0 注	— 注	0 注	
電 気 調 理 用 機 器	電 氣	不 燃 以 外	電 氣 こ ん ろ 、 電 氣 レ ン ジ 、 電 氣 誘 導 加 熱 式 調 理 器 (こ ん ろ 形 態 の も の に 限 る。)	こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で な い も の	4.8kW 以下 (1口 当 た り 2kW を 超 え 3 kW 以 下)	100	2	2	2	注1：機器本 体上方の側方 又は後方の離 隔距離(こ ん ろ 部 分 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で な い 場 合 に お け る 発 熱 体 の 外 周 か ら の 距 離)を 示す。 注2：機器本 体上方の側方	
					—	—	20 注1	—	20 注1		
					—	—	10 注2	—	10 注2		
					4.8kW 以下 (1口 当 た り 1kWを	100	2	2	2		
					—	—	15 注1	—	15 注1		

			超え 2 kW 以 下)	—	10 注 2	—	10 注 2	又は後方の離 隔距離（こん ろ部分が電磁 誘導加熱式調 理器の場合に おける発熱体 の外周からの 距離）を示 す。	
			4.8kW 以 下 (1口 当たり 1kW以 下)	100	2	2	2		
			こんろ部分の全 部が電磁誘導加 熱式調理器のも の	5.8kW 以 下 (1口 当たり 3.3kW 以下)	100	2	2		10 注 1 注 2
					—	10 注 2	—		10 注 2
不燃	電気こん ろ、電気レ ンジ、電磁 誘導加熱式 調理器（こ んろ形態の ものに限 る。）	こんろ部分の全 部又は一部が電 磁誘導加熱式調 理器でないもの	4.8kW 以 下 (1口 当たり 3kW以 下)	80	0	—	0	0 注 1 注 2	
					—	0 注 1 注 2	—	0 注 1 注 2	

			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下 (1口当たり 3.3kW以下)	80	0	—	0	
						0	—	0	
						注2	—	注2	
電気	不燃以外			2kW以下	10	4.5	4.5	4.5	注：排気口面 にあつては10 cmとする。
電気	不燃			2kW以下	10	4.5	—	4.5	
電気	不燃以外	電熱装置を有するもの		2kW以下	10	4.5	4.5	4.5	注：排気口面 にあつては10 cmとする。
電気	不燃	電熱装置を有するもの		2kW以下	10	4.5	—	4.5	
電気	不燃以外		前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	30	100	4.5	
電気			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	100	100	100	
電気			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
電気	不燃		前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	15	—	4.5	
電気			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	80	—	80	

		自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	0	—	0		
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）が改正され、新たに流通している設備等への対応が図られたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。